

令和3年度 第1回本別町子ども・子育て会議 議案

日時：令和3年12月1日（水）午後6時30分～
場所：本別町体育館 中競技室

○委嘱状交付

金曾委員、南部委員、木村委員（欠席：今野委員）

○町長挨拶

保護者のニーズに的確に答え子育てしやすい街づくりをしていきたい。

協議事項の中にもある誕生記念品については保護者の意見で現金や商品券を希望する意見が多く上がっている。管内の状況を見ると出生人数が増えるに伴い金額も増額としているが、すべての子どもに等しく支給すべきと考える。多子については、他の制度で考えていきたい。

1 開 会

2 報告事項

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業について

・本別町ひとり親世帯臨時給付金支給事業（8月）

長引くコロナ禍で心身ともに負担が増えている低所得のひとり親世帯を支援

児童扶養手当受給により国の特別給付金を受給した世帯に本別電子マネーを支給

対象：40世帯 49児童 49人×@50,000円 2,450千円

・本別町児童福祉施設等従事者支援事業（9月）

感染リスクにより心身に負担がかかる町内児童福祉施設従事者に商品券を支給

対象：こども園、子育て支援センターほか児童福祉施設職員 計56人

合計56人×@50,000円 2,800千円

○本別町条例の一部改正について（12月定例会）

(1) 本別町へき地保育所条例の一部改正について

・ 本別町立へき地保育所の利用者負担額の算定における、多子カウントの要件について、北海道が行う多子世帯の保育料軽減支援事業との整合性を図るため、改正

・ 勇足へき地保育所が該当します

(2) 本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

・ 家庭的保育事業の設備及び運営に関する要件を緩和するため改正

・ 電磁的記録等の使用を可能とする改正

・ 本町には、この条例の適用を受ける保育所等はありません

(3) 本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

・ 電磁的記録等の使用を可能とする改正

・ こども園ほんべつが該当します

(4) 本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について

・ こども園ほんべつの利用者負担額の算定における、多子カウントの要件について、北海道が行う多子世帯の保育料軽減支援事業との整合性を図るため、改正

・ こども園ほんべつが該当します

3 協議事項

○本別町における新たな子ども・子育て施策について

(1) 本別町における誕生記念品について（経過と現状）・・・・・・・・・・資料1

(2) 十勝管内における出産祝い金について・・・・・・・・・・資料2

(3) 本別町が実施している子ども・子育て施策一覧（特徴的なもの）・・・・資料3

(4) 十勝管内における「乳幼児等医療給付事業」の実施状況・・・・・・・・資料4

(5) 住基台帳児童数及び年度別出生数調べ・・・・・・・・・・参考1

○質疑・意見

- ・従来、第2子は輪投げ、第3子以降は木琴と種類を選べていたが、令和3年度より積木のみとなっている。積木は物がよく壊れにくいため親戚等からもらうこともあり、積み木だらけになってしまうという話を聞いたことがある。
- ・もちろんもらうとなれば現金の方がよいが、現金だけとなると寂しい。物として残せるもの（本別町からもらったことがわかるもの）があっても良いと思う。
- ・出生時だけではなく、小中学校入学時や本別高校入学時など節目節目であればよいと思う。
- ・周りの町村がやっているからはじめるという風にもできないのでは？（実際にはそうになってしまいそうだが…）

4 その他

○令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）について

- ・9月分児童手当（本則給付）受給者
- ・児童手当（本則支給）対象と同等所得の保護者高校生（H15.4.2～H18.4.1生）
- ・R4.3.31までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童

上記対象児童に1人50,000円の現金支給

現行で児童手当を受給者している世帯は全データがあるため年内に積極（プッシュ）支給

※後日、国の方針が変更となり、一律現金10万円の支給となりました。

5 閉会